

中学校における特別支援教室 「プラス」の順次導入について

平成 31 年 1 月 24 日
第 2 回教育委員会定例会
教育部 教育支援課

1. 概要

本市では、発達障害のある児童の増加に対応するため、東京都のガイドラインに沿い、平成 28 年度からの 3 年間で、すべての小学校に特別支援教室「キラリ」を開設いたしました。

この実績を踏まえ、平成 31 年度からは中学校においても、従来の情緒障害等通級指導学級の仕組みを見直し、33(2021)年 4 月までに、すべての中学校に特別支援教室を設置する予定です。

学校生活にプラスアルファを与えられる場として、生徒を応援するプラス面の役割を持ち、一人ひとりの可能性がもっと広がるようにとの願いを含め、愛称を「プラス」に決定しました。

これまでの準備状況と、今後の設置スケジュール等についてご報告いたします。

2. 初年度導入校 2 校での指導開始に向けた準備状況 別紙資料①

平成 30 年 5 月に、中学校特別支援教室のあり方を検討する組織を設置し、必要な備品等の選定や帳票類の見直し、導入校での理解啓発の進め方、教育課程の編制等について、協議を重ねているところです。

在籍校に特別支援教室が設置された場合は、校内で指導を受けることを原則としつつ、生徒本人の利用のしやすさを尊重する観点から、昨年 11 月には、現在の通級指導学級を利用中の生徒を対象に、新年度からの指導場所変更について個別に意向調査を行いました。

また、初めての巡回校となる立川第九中学校において、全校朝礼や保護者会、新入生説明会の機会を活用し、教育委員会からのご説明やチラシ(別紙資料②)の配布をさせていただくなど、特別支援教室プラスをより深くご理解いただく取り組みを継続して行っています。

立川第九中学校 学習室
(特別支援教室プラス設置場所)
改修工事の進捗状況

東京都の補助金を活用し、
空調機を設置。



学習の内容や、生徒の特性等に応じて
教室を分けられるように、
間仕切りも設置。

本年 2 月末を目途に備品や什器を搬入。
3 月には、内覧会を開催する予定です。

3. 2年目以降の導入スケジュールについて（案）

＜導入スケジュールの基本的な考え方＞

- (1) 平成 32(2020)年度は、新たに 5 校に設置します。
 - ・従来の通級指導学級設置校（立川第三中学校、立川第八中学校）
 - ・市内で最も他校に通級している生徒が多い、立川第五中学校
 - ・特別支援学級の設置がない、立川第四中学校、立川第七中学校
- (2) 平成 33(2021)年度は、残る 2 校に設置します。
 - ・立川第一中学校、立川第二中学校
- (3) 小学校での実践を踏まえ、拠点校 1 校あたりの巡回校数は 1～2 校とします。
 導入後の利用生徒数の推移に注視しながら、全校に設置される平成 33（2021）年 4 月時点までに、拠点校を 4 校まで順次増やしていく予定です。

●：31年度から拠点校／▲：32年度から拠点校／■：33年度から拠点校 平成31年1月現在

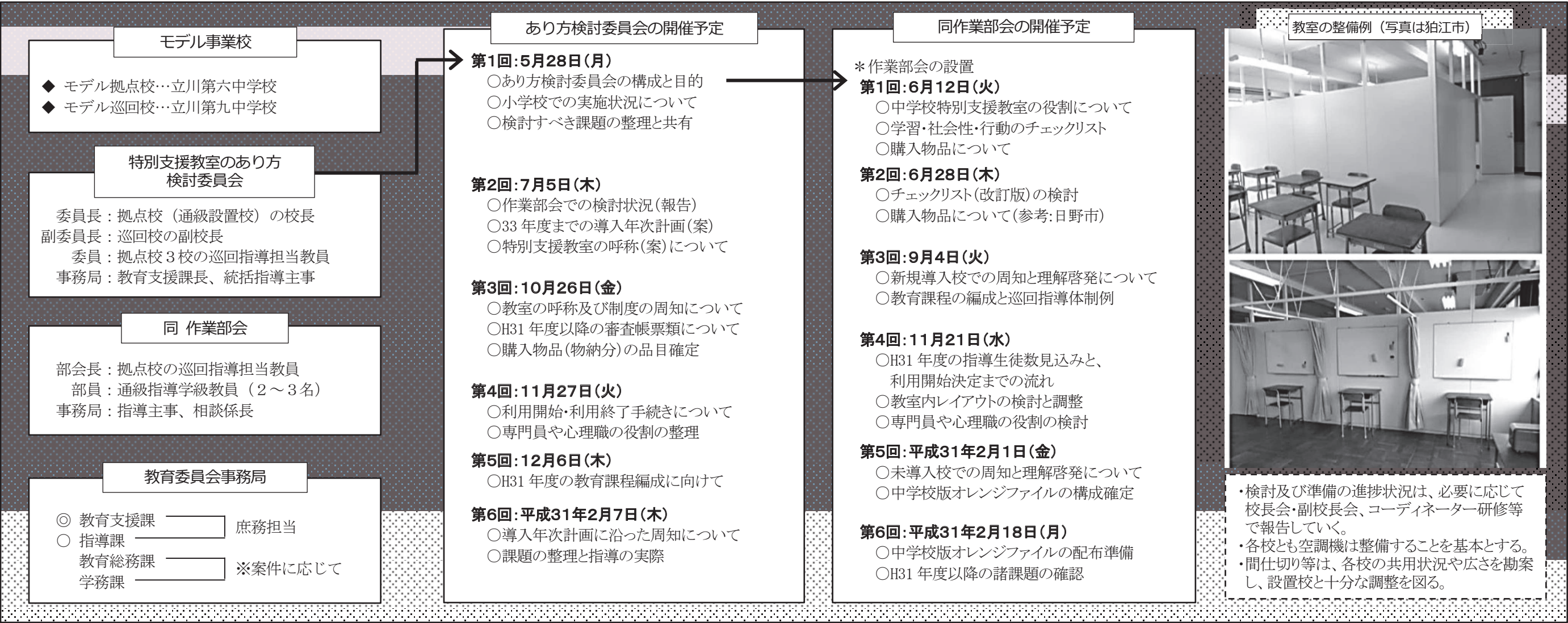
		学校名	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)
南部エリア	1グループ	▲立川三中	校内の羽衣学級	→	←	三中プラス (32年度は八中に巡回。33年度は二中へ巡回)
		立川二中	三中に通って指導を受けます	→	←	二中プラス
	2グループ	■立川八中	校内の富士見学級	→	←	八中プラス（33年度から拠点校） (32年度は三中から巡回。33年度は一中へ巡回)
		立川一中	八中に通って指導を受けます	→	←	一中プラス
北部エリア	3グループ	●立川六中	←	←	←	六中プラス(31年度は九中へ巡回。32年度から四中も巡回)
		立川四中	六中に通って指導を受けます	→	←	四中プラス
		立川九中	←	←	←	九中プラス
	4グループ	▲立川七中	六中に通って指導を受けます	→	←	七中プラス(拠点校としてスタート／五中へ巡回)
		立川五中	六中に通って指導を受けます	→	←	五中プラス

中学校特別支援教室の導入準備スケジュール

平成31年1月24日
第2回教育委員会定例会
教育部 教育支援課 資料①

◆ 導入までのスケジュール

年	平成30年										平成31年		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
市教育委員会	・要綱制定		・工事契約発注	・都教委訪問 ・工事契約締結	・年次計画確定 →都へ回答	・保護者説明会 (H31 導入校) ・H31 予算編成	・教室名称決定 ・意向調査配布	・九中生移行確定 ・教育課程説明会	・学級編制ヒア (H31 指導生徒 暫定数把握)	・就学先順次決定	・H31 予算案確定 ・保護者説明会 (未導入校) ・たっち発行	・学級編制回答 (H31 生徒数・ 教員数確定) ・審査会規則改正	・心理巡回 日程報告
あり方 検討委員会		・あり方検討委①		・あり方検討委②			・あり方検討委③	・あり方検討委④	・あり方検討委⑤		・あり方検討委⑥		六中↓九中 巡回指導開始
同 作業部会			・作業部会① ・作業部会②			・作業部会③		・作業部会④			・作業部会⑤ ・作業部会⑥		
立川六中 (拠点校)			・6/14 審査会①			・9/20 審査会② ・購入物品確定	・10/31 説明会 (小6対象)	・移行生徒の把握 ・教育課程届準備	・12/20 審査会③	・H31 新規利用 観察及び体験 (於:在籍校)	・2/21 審査会④ ・移行説明会 (利用者対象)	・教育課程届出 ・指導曜日確定	・兼務発令
立川九中 (巡回校)		・工事仕様調整		・教員向け説明 ・周知チラシ①	・空調機工事	・利用者説明会 ・専門員の推薦	・意向調査回収	・周知チラシ② ・新規希望者説明			・改修工事完了 ・備品等搬入	・教室レイアウト ・内覧会の開催	・理解啓発
キラリ 連絡会	・4/24 連絡会①	・5/22 連絡会②		・7/3 連絡会③			・10/16 連絡会④		・12/11 連絡会⑤		・2/12 連絡会⑥		
東京都 教育委員会		・事業説明会	・事業計画書提出	・実態把握ヒア	・補助金受付		・学級編制事務 担当者説明会		・学級編制ヒア		・専門員確定	・兼務発令依頼 ・巡回心理士確定	・専門員全体研修



平成 **31** 年
4 月

立川市教育委員会からのお知らせ
＜平成 30 年 12 月＞

立川第九中学校の保護者の皆さまへ No.2

立川第九中学校の1階に 市立中学校では初となる特別支援教室 **九中プラス**を開設します

◆ 中学校の特別支援教室の名前が『プラス』に決まりました！

市では現在、すべての小学校に「特別支援教室キラリ」を設置し、発達障害によって社会性やコミュニケーション等に困難さを抱える児童の指導・支援を行っています。平成 31 年 4 月からは中学校においても、順次特別支援教室を導入し、平成 33（2021）年 4 月には、すべての中学校に設置する予定です。

これに伴い、可能な限り多くの時間を在籍学級で学べるようにするため、従来の通級指導学級の仕組みを見直し、指導を行う教員が生徒の在籍校に出向いて指導を行います。まずは初年度、立川九中に開設し、立川六中（通級指導学級設置校）から、巡回指導教員が来校します。

教室の愛称は「プラス」…学校生活にプラスアルファを与えられる場として、生徒を応援するプラスの役割として、一人ひとりの可能性がもっと広がるようにとの願いを込めました。これからは「九中プラス」と呼んでください。

◆ このような生徒を対象としています

通常の学級での学習におおむね参加している、知的発達の遅れがない生徒のうち、以下のような生徒が対象です。

- 集団行動が苦手で、集中し続けるのが難しい。
- 友達の気持ちや立場を読み取るのが苦手。
- 特定の物や順序などにこだわりが強い。新しいことに取り組むのが苦手。
- 不安や気持ちの高まりなどで衝動的に行動することがある。
- 読む、聞く、書く、計算する等の中の特定の部分が極端に苦手 など。

指導時間（利用時間）は
1週間の中で1時間から
上限8時間の範囲内で
個別に設定します。

◆ 九中プラスでの指導が始まると…

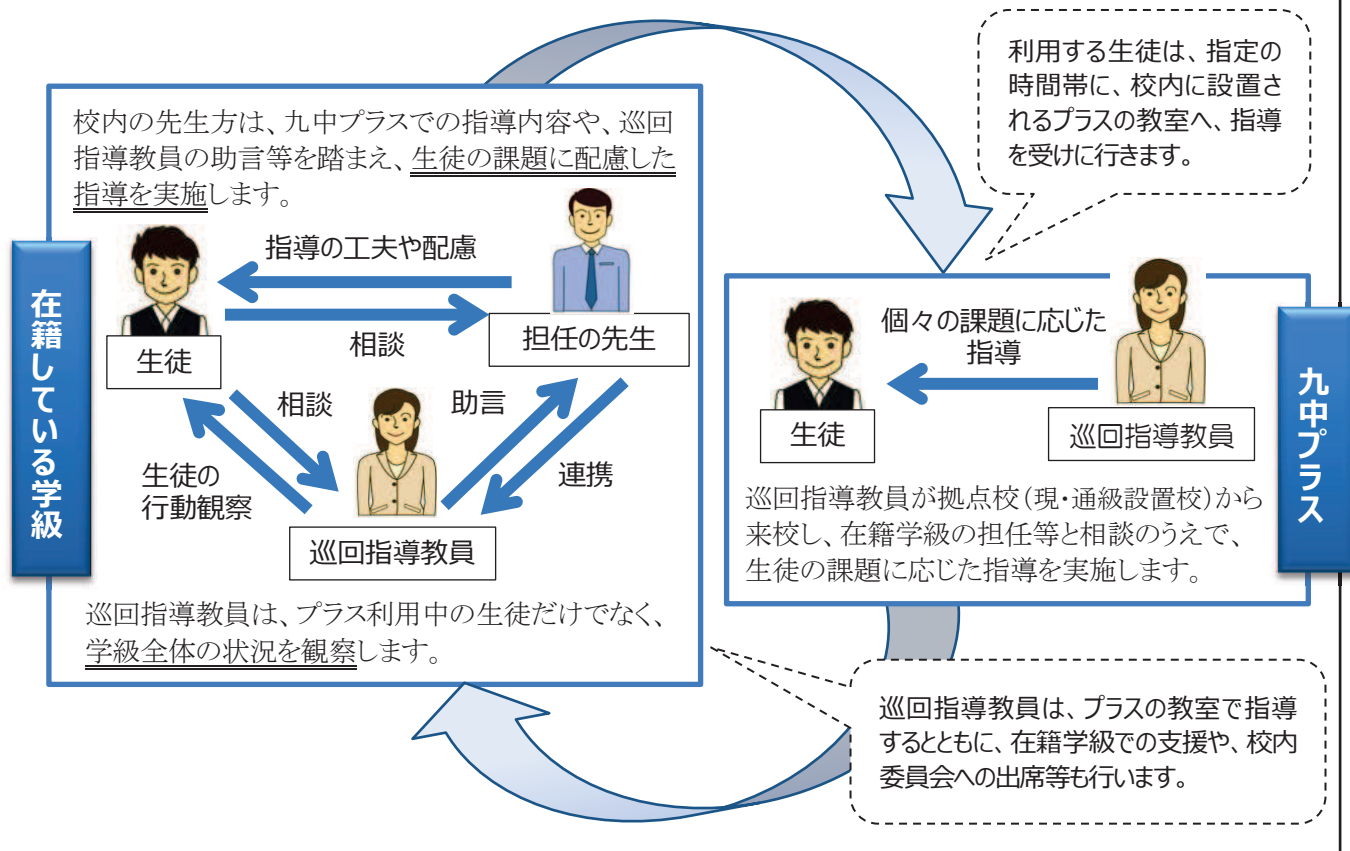
- 生徒の個々の状態に応じた「自立活動」や「教科の内容を取り扱う自立活動」が在籍校で受けられます。
※学習の遅れを取り戻すことを目的とした、いわゆる「補習」を行うわけではありません。
- 巡回指導教員は、「九中プラス」で指導を行うほか、在籍学級での観察や、担任への助言等も行います。
- 東京都より、特別支援教室専門員や、臨床発達心理士が派遣され、校内の指導体制を支援します。

◆ 現在 1・2 年生の生徒で、九中プラスを利用したい場合は…

- ① 在籍している学級担任の先生とよくご相談のうえ、「体験申込書」をご提出ください。
- ② 巡回指導教員等が授業観察を行い、校内委員会において支援レベルを検討します。
- ③ 九中プラスの利用が必要なレベルであると判断された場合は、「利用申請書」をご提出いただきます。
- ④ 体験（計 8 時間程度の仮通級）を行います。巡回の心理士が授業の様子を拝見することもあります。
- ⑤ 教育委員会が開催する利用判定審査会（年 4 回）で利用の可否を審議し、文書で結果をご通知します。
※審議の結果、利用が認められない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ⑥ 審査会において「利用可」と判定された場合は、個別指導計画に基づいた指導が開始されます。

「九中プラス」の導入イメージ

巡回指導教員は、指導がある日（週のうち2日程度）に来校し、九中プラスでの指導を行うほか、在籍学級での生徒の行動観察や、校内委員会への出席等を行います。当日は、巡回校で一日勤務となります。



生徒自身が安心して
校内で指導・支援を受け、
学習上や生活上の困難さを軽減していくためには、
すべての教職員、生徒、保護者の皆さまの
発達障害に対するご理解が欠かせません。
ぜひ特別支援教室「プラス」の設置を機に、
支援を必要とする生徒や保護者を
身近に考えていただき、あたたかい見守りと
ご配慮をお願い申し上げます。



お問い合わせ先

立川市教育委員会 教育支援課 電話：042-527-6171

立川市錦町 3-2-26 子ども未来センター 1 階
受付時間：月～金曜（土日及び祝日を除く） 9 時～17 時